

後期高齢者医療 高額医療・高額介護合算療養費 支給申請のお知らせ

★支給対象者

後期高齢者医療制度に加入している方で医療費と介護サービス費の両方を負担している方が支給の対象となります。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算します。

★対象期間

毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間

★支給額

所得区分に応じて自己負担限度額（表1）があり、支払った自己負担額が自己負担限度額を超えた場合に、超えた額が支給されます。

★支給申請

支給を受けるには必ず申請が必要となります。なお、支給の要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせをお送りします。お知らせが届いた方は税務住民課後期高齢者医療係に申請してください。

また、対象期間の途中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方等がいる世帯、7月31日時点で後期高齢者医療被保険者の資格を死亡・生保加入により喪失している方がいる世帯には、支給対象となる世帯でも、支給申請のお知らせが送られない場合がありますので、対象になると思われる方は下記にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

税務住民課 国保グループ 後期高齢者医療係 ☎ 27-2111（内線152）

○申請に必要なもの

- ・支給申請書
 - ・後期高齢者医療被保険者証
 - ・介護保険被保険者証
 - ・印鑑（認印）
 - ・通帳（または通帳のコピー）等口座情報のわかるもの
- ※ 被保険者が亡くなられている場合は受領申立書の提出が必要です。
- ※ 被保険者以外の方が申請又は受領する場合は委任状が必要です。
- ※ 重度心身障害者医療費の助成を受けている場合は、村へ受領を委任する委任状が必要です。
- ※ 対象期間中に他の医療保険、介護保険に加入歴があり医療費、介護サービス費の負担がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

表1

自己負担限度額

所 得 区 分	自己負担限度額
現役並み所得者	67万円
一 般	56万円
低 所 得 Ⅱ	31万円
低 所 得 Ⅰ	19万円

低所得Ⅱ：世帯員全員が住民税非課税の場合

低所得Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であり、世帯員全員の各所得が0円である場合